

北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則

北上市教育施設設備整備基金規則（平成4年北上市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
基金に属する財産		区域又は学校	基金に属する財産		区域又は学校
[略]			[略]		
条例第 2条第 3号に 掲げる 財産の 処分 による 収入 金	(1) 立木の処分による 収入金 <u>380万1,436</u> 円及びその運用益金	[略]	条例第 2条第 3号に 掲げる 財産の 処分 による 収入 金	(1) 立木の処分による 収入金 <u>14万7,293</u> 円 及びその運用益金	[略]
	(2) 立木の処分による 収入金 <u>105万1,280</u> 円及びその運用益金	[略]		(2) 立木の処分による 収入金 <u>29万2,623</u> 円 及びその運用益金	[略]
	(3) 立木の処分による 収入金 <u>321万3,858</u> 円及びその運用益金	山口区		(3) 立木の処分による 収入金 <u>321万3,858</u> 円及びその運用益金	山口区
	(4) 立木の処分による 収入金 <u>203万1,734</u> 円及びその運用益金	新田 1区の一部及び2 区の一部		(4) 立木の処分による 収入金 <u>78万2,936</u> 円及 びその運用益金	[略]
	(5) 立木の処分による 収入金 <u>668万3,000</u> 円及びその運用益金	[略]		(5) 立木の処分による	煤孫 1区及び2区
	(6) 立木の処分による	煤孫 1区及び2区			

収入金577万3,000 円及びその運用益金	岩崎 1区から3区まで 新田 1区及び2区 藤根 1区から4区まで 長沼 1区及び2区 後藤 1区及び2区	収入金577万3,000 円及びその運用益金	岩崎 1区から3区まで 新田 1区及び2区 藤根 1区から4区まで 長沼 1区及び2区 後藤 1区及び2区
<u>(7) 立木の処分による</u> <u>収入金550万1,373</u> <u>円及びその運用益金</u>	<u>江釣子小学校</u>		
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。